

**令和4年第1回七戸町議会定例会  
会議録（第4号）**

令和4年3月9日（月） 午前10時00分 開議

---

○議事日程

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第 2 報告第 2号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第14号))
- 日程第 3 報告第 3号 専決処分事項の報告について  
(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第15号))
- 日程第 4 議案第19号 七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 5 議案第20号 七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運  
営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につ  
いて
- 日程第 6 議案第21号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する  
条例について
- 日程第 7 議案第22号 七戸町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第23号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第24号 七戸町消防団条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第25号 七戸町人材育成基金条例を廃止する条例について
- 日程第11 議案第26号 七戸町交通遺児基金条例を廃止する条例について
- 日程第12 議案第27号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第13 議案第28号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第 1号 令和3年度七戸町一般会計補正予算(第16号)
- 日程第15 議案第 2号 令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算  
(第4号)
- 日程第16 議案第 3号 令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4  
号)
- 日程第17 議案第 4号 令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 日程第18 議案第 5号 令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算  
(第4号)
- 日程第19 議案第 6号 令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第20 議案第 7号 令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第

4号)

日程第21 議案第 8号 令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第4号)

日程第22 議案第 9号 令和3年度七戸町水道事業会計補正予算 (第5号)

日程第23 予算審査特別委員会審査報告

議案第10号 令和4年度七戸町一般会計予算

議案第11号 令和4年度七戸町国民健康保険特別会計予算

議案第12号 令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算

議案第13号 令和4年度七戸町介護保険特別会計予算

議案第14号 令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計予算

議案第15号 令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算

議案第16号 令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計予算

議案第17号 令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算

議案第18号 令和4年度七戸町水道事業会計予算

日程第24 議案第29号 七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めること  
について

日程第25 発議第 1号 水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提  
出について

日程第26 議会改革特別委員会報告

追加日程第1 議案第30号 令和3年度七戸町一般会計補正予算 (第17号)

追加日程第2 議案第31号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につ  
いて

---

## ○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

## ○出席議員 (15名)

議長	16番	瀬川左一君	1番	中野正章君
	2番	山本泰二君	3番	向中野幸八君
	4番	二ツ森英樹君	5番	小坂義貞君
	6番	澤田公勇君	7番	疍清悦君
	8番	岡村茂雄君	9番	附田俊仁君
	10番	佐々木寿夫君	11番	田嶋輝雄君
	12番	三上正二君	13番	田島政義君
	14番	白石洋君		

---

○欠席議員（1名）

15番 盛田 惠津子 君

---

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	高 坂 信 一 君
総 務 課 長	田 嶋 邦 貴 君	支 所 長	小 山 彦 逸 君
		(兼庶務課長)	
企画調整課長	金 見 勝 弘 君	財 政 課 長	附 田 敬 吾 君
会計管理者	高 田 美由紀 君	税 務 課 長	町 屋 淳 一 君
(兼会計課長)			
町 民 課 長	原 子 保 幸 君	社会生活課長	佐々木 和 博 君
健康福祉課長	井 上 健 君	商工観光課長	附 田 良 亮 君
農 林 課 長	鳥谷部 勉 君	建 設 課 長	氣 田 雅 之 君
上下水道課長	仁 和 圭 昭 君	教 育 長	附 田 道 大 君
学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田 中 健 一 君
世界遺産対策室長	相 馬 和 徳 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
		(兼南公民館長・中央図書館長)	
農業委員会会長	天 間 俊 一 君	農業委員会事務局長	三 上 義 也 君
代表監査委員	吉 川 正 純 君	監査委員事務局長	澤 山 晶 男 君
選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君	選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君

---

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 山 晶 男 君	事 務 局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

---

○会議を傍聴した者（5名）

---

○会議の経過

○開議宣告

- 議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は15名ですので、定足数に達しております。  
したがって、令和4年第1回七戸町議会定例会は成立しました。  
議長において作成しました議事日程は、お手元に配付しておりますので、これより3月3日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。
- 

○日程第1 報告第1号

- 議長（瀬川左一君） 日程第1 報告第1号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、報告第1号は原案のとおり承認されました。

---

○日程第2 報告第2号

- 議長（瀬川左一君） 日程第2 報告第2号専決処分事項の報告について（令和3年度七戸町一般会計補正予算（第14号））を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第3 報告第3号

○議長(瀬川左一君) 日程第3 報告第3号専決処分事項の報告について(令和3年度七戸町一般会計補正予算(第15号))を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、報告第3号は、原案のとおり承認されました。

---

### ○日程第4 議案第19号

○議長(瀬川左一君) 日程第4 議案第19号七戸町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第5 議案第20号

○議長（瀬川左一君） 日程第5 議案第20号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第6 議案第21号

○議長（瀬川左一君） 日程第6 議案第21号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番議員。

○2番（山本泰二君） ささいなことで、ちょっと文言で確認します。

開いていただいて、左ページには「第3条何々を削る。」と書いてありますが、右のページ、丸が残っているようですので、これは間違いではないかと。右のページの（4）の棒線部、丸、括弧とありますけれども、この丸は要らないのではないかとということです。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

議員御指摘のとおり、新旧対照表は誤りでした。修正いたします。

○議長（瀬川左一君） この修正に御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第7 議案第22号

○議長（瀬川左一君） 日程第7 議案第22号七戸町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第8 議案第23号

○議長（瀬川左一君） 日程第8 議案第23号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

---

### ○日程第9 議案第24号

○議長（瀬川左一君） 日程第9 議案第24号七戸町消防団条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） ちょうど1年前のこの定例会で、私が早く改正しなければ大変だと、その思いの中でそうした一般質問した経緯がございます。やっとの思いで改正されました。ということで、ちょっと質問させていただきます。

前にあった平成十何年の条例ですけれども、そこに分団つき団長というものがあります。しかしながら、このたびの改正に当たっては、この分団長つきということが載っておりませんけれども、そのところはどのような内容でそういうふうになったのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

これは年報酬の見直しということで、以前ありました団つき分団長と分団長は統合させていただいて、まず年報酬を改正しております。団つき分団長という役割は、いわゆる本部の中に入る幹部です。各団と本部とのパイプ役をしながら意見を吸い上げ、また本部の意見を下に下げていくという役割はそのまま残りますので、あくまでも年報酬の



中での統合ということで、御理解をいただきたいと思います。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 説明は前にも聞いたのですけれども、改めて聞きました。この役割について支障のない形の中で、これからも運営等、図っていただければと希望したいと思います。

そこで、今18か19年ぶりの改正ということで、これ恐らく町長もそれなりの英断を、国も1月27日に消防団に対しての改正ということをやった、改正に当たったと思いますけれども、改正に当たって町長そのものはどういう思いの中でこれを期待しているところですか。

○議長（瀬川左一君） 町長、答弁。

○町長（小又 勉君） おはようございます。お答えいたします。

消防団員の報酬とかあるいはまた出動手当が安いというのは、前々から言われておりました。何とか上げたいという思いを持ちましたが、持ってきました。

昨年4月に国の消防庁から通達があつたと、団員の報酬の引上げ、これは一般団員を基準にして3万2,500円、これを基準にしてそれぞれの役付によって調整せよということでありました。

それを受けて当町、上北郡では恐ら七戸町だけなはずであります。今回、もう一気に上げたのは、上十三では十和田市も上げているみたいで、今の3月議会で、これによって、やっぱりかなり報酬が上がった、待遇が上がったということで、これからの団員の募集とかそういったものについても、非常にプラスになっていくのではないかとこのように思います。特に、災害とか火災とか出動回数が多くなってきておりますので、これを契機に一層励んでいただきたいという思いを持っております。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） その思いは私も同じでございます、そういった意味で改正をお願いしたところでありますけれども、これからの消火活動や啓蒙活動、そういったことに消防団が活力を持ってやってくれればと、そういうふうに期待しております。これで少しでも消防団の今後の団員の収入が、高齢化しておりますので、新しい方々がどんどん少しでも入ってくればありがたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 非常に待遇が良くなったと感じております。

その中で、ちょっと2点ほど質問します。

技術手当、これが削除されたのは、全体のアップに伴って技術手当はなくなったのかということと、もう一つ、別表2というところで7時間45分以上8,000円とありますけれども、ここに関して、例えば10時間、12時間捜索とかで時間がかかった場合

にどうなるのかなということ、以降4時間単位で2,000円にアップとか、本当はそういう金額の問題ではないのは分かるのですけれども、そういうような取り決めがあったほうがいいのかと思います。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

1点目につきましては、議員おっしゃるとおりです。

2点目の別表2ですけれども、今言うように7時間45分を超えていく、これ総務省の中でも1日当たり8,000円をめどにさせていただきたいと、これが1時間当たり1,000円なものですから、それを超えると1時間当たり1,000円になっていくのかなと思いますが、一応は条例の中ではこのように定めております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

12番議員。

○12番（三上正二君） この改正後の形で一番の下に、「何々団員が公務のため旅行した場合には、次の区分によって費用弁償を払う云々」とあるのですけれども、私たち議員の場合は、旅行という形で、文言では研修とか何でなければかなり制約があるのだけれども、これは大丈夫なのですか。旅行という言葉を使っても。整合性が、どちらも国の制約の中なのに、でも我々議員はどこかに行ったら、よく視察旅行で旅行使えないという、視察研修という名前になる。その整合性はどうなのですか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） 議員おっしゃるとおりなところはあるのかもしれませんが。旅行という文言がどうなのかということだと思いますけれども、いわゆる視察研修等を含むものと理解しておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） そういうことではなくて、理解するのではなくて、では我々もそれこそ研修旅行と使ってもいいのかということです。要するに、国と同じ文言とこの制約の形がある中で、おかしくないかと聞いているところなので、理解しているという意味ではなくて、正してください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） 旅費、様々としているということで、それを研修という呼び方、それから旅行という表現の仕方、これ今おっしゃるとおり、その表現の中であまりそぐわないのではないかとことだと思います。今言うように、その予算の取り方もそれぞれそういう旅費、費用弁償という取り方をしておりますので、この文言もこのまま生きているということになっていきますけれども、これが正しくなければ訂正するなりしていくことも必要かなというふうには思います。

○議長（瀬川左一君） 7番議員。

○7番（所 清悦君） 同じところですがけれども、旅行の前に公務のためと書いているので、かろうじてそこで旅行というのに公費使われてもいいのかなというふうに私は解釈したので、議員も公務のために旅行にという言い方はできるのかなと私は解釈しました。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ほかにありませんか。

6番議員。

○6番（澤田公勇君） この別表2のところにあるのですがけれども、火災・捜査、この中で、町内において火災が発生した時点で、その火災場所においてそこを管轄する分団が、必ず鎮火が確認するまで留守番という形をとってきたはずなのですが、そうすると、ここに書かれてある4時間以上の金額、7時間まで4,000円と示されていますけれども、恐らく24時間いる部分もあると思うのです。そうした場合には、この7時間まで4,000円を超えた、先ほどちょっと質問があつて1時間当たり1,000円という金額の支払いという話されましたけれども、この部分においてもそういう扱いがなされるようになるのでしょうか。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） お答えします。

この時間に関しては、いろいろ議論が出ました。これ、町長が先ほど説明しましたけれども、上十三の管内の中でもいろいろ協議をしてすり合わせをしていきたいと思います、時間って意外と曖昧な部分があるのですが、この中では出動する、後片付けまでやる、後片付けの部分もやっぱりみてあげないといけない。今、議員おっしゃるとおり、その部分の団は居残りします。その部分も当然そのカウントに入れてあげないといけないでしょうと、そういうのを積み上げていって計算していきますので、そういう形でこの時間をみていきたいと思いますということですのでしております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第10 議案第25号

○議長(瀬川左一君) 日程第10 議案第25号七戸町人材育成基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第11 議案第26号

○議長(瀬川左一君) 日程第11 議案第26号七戸町交通遺児基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番(附田俊仁君) 前の第25号の議案では、条例で積み立てられた人材育成の基金を地域づくり推進基金に繰り入れするとなっていて、26号はその内容がないのですが、この基金には残高というものは存在しないのですか。

○議長(瀬川左一君) 社会生活課長。

○社会生活課長(佐々木和博君) お答えします。

基金の残高は現在16万円ほどです。

以上です。

○議長(瀬川左一君) 9番議員。

○9番（附田俊仁君） その16万円のお金というものは、今後どこかに繰入れ、もしくは町の雑入に入れるとか、そういうお金を今後どうする計画でしょうか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

こちらは一般会計に繰入れまして、活用していきます。交通安全対策に充当したいと考えております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第12 議案第27号

○議長（瀬川左一君） 日程第12 議案第27号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第13 議案第28号

○議長（瀬川左一君） 日程第13 議案第28号町道路線の認定についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

○日程第14 議案第1号

○議長（瀬川左一君） 日程第14 議案第1号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第16号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、1款1項1目個人から、15ページまでの14款3項2目民生費委託金まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 12ページ、町税、1款町税、固定資産税のところなのですが、2億円補正になっているのですが、これはどうしてですか。

○議長（瀬川左一君） 税務課長。

○税務課長（町屋淳一君） お答えいたします。

当初予算編成時におきまして、太陽光発電に係る償却資産税の申告が想定よりも多かったということで、2億円の増額となっております。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に15ページ、15款1項1目民生費負担金から、19ペー

ジ、22款1項1目法人事業税交付金まで、発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 18ページ、17款寄附金……

○議長（瀬川左一君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時38分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

11ページから19ページまでの歳入全般までの発言を許します。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 18ページ、ふるさと納税を3,278万円ほど補正しているのですが、これは金額もかなり大きいからこの説明をください、

それからもう一つ、18款繰入金の財政調整基金繰入金3億円がゼロになっているのですが、この訳を。3億円が減額になっているのですが、これも説明をください。

○議長（瀬川左一君） 総務課長。

○総務課長（田嶋邦貴君） ふるさと納税についてお答えします。

この3,278万4,000円の増額ですけれども、あくまで歳入でございまして、目標額6,000万円に設定しておりましたけれども、当初の額は当然まだ入ってこないもので、当初が1,300万円予算を組んでおります。それから入ってきたものを積み重ねて、いま現在は270件くらいの件数がありまして5,800万円ぐらいまで上がっておりますので、こういうことであります。よろしいでしょうか。

議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

財政調整基金繰入金3億419万4,000円が減額ということで、今回3月補正で先ほどのふるさと納税の伸び、あとは先ほども質問にありました町税の固定資産税の伸びで繰入金をしなくてもよくなったということで、今回まだ財政調整基金には手をつけなくて、そのまま残っているという状態であります。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳出全般にわたり発言を許します。

12番議員。

○12番（三上正二君） 32ページ、13目土地改良費に関連して、ここしかやれなかったものですか。

先般、予算委員会するときにも話は出ましたけれども、私、発言する権限ありませんで発言できませんでしたけれども、というのは、この政府で減反の転作奨励金の見直しとかそういうのっていろいろな問題あるのです。でも、そのときに一番気にかかったのは、1番の中野議員もお話したと思うのですけれども、これ行政だけでは、農協だけで

はどうにもならないのです。なぜならば改良区が関わっているから。確か七戸には一つあるし天間には三つだから、全部で四つあるのです。だから、5年間ごとに転作したならば、田んぼに戻さないといえ、せつかく畑できたのに戻せるわけがないのです。だけれども、田んぼにしかならない土地改良区の中で、田んぼにしかならないところもある。また、畑としてうんと使えるところもあるわけです。ただし、土地改良区も国の制度なわけです。それで、いろいろな条件があると思うのだけれども、田んぼにならないところは田んぼにならないところでもいい、だけれども、田んぼでなく畑にしたほうがこれからもいいのだったら、たしか後で誰か覚えた人教えてくれればいいのですけれども、土地改良法の中には、10年間分一括をすれば、その地域を除外にするという条項があるとかないとか聞いているのですけれども、ただそうすると、土地改良区そのものは小さくなるという形なのですけれども、そういうことをしないと解決できないと思うのです。高付加価値の田んぼつくれば田んぼの値段は上がる、米の値段は上がるものではないし、そうしないと高付加価値のものを畑にしたほうがいいわけです。でも、そのためには一時金で十何万円でも、最高で十七万何ぼだかもらえるのだけれども、それもらったって土地改良区に入ったままでは一生末でこれ、賦課というのはかかるわけよ。そのほうの絡みのところを直さない限りはどうもならないのだけれども、まずもってその土地改良法の中に10年間前払いすれば、抜けられるのだかということと、それから、いろいろな条件があるのだけれども、そういうどうせ国でやっている制度なのだから、今の転作の制度は、その辺のところを町長にしてみても国なり県のほうに掛け合って、今の転作の形の部分と、それから土地改良法の絡みのところをやるつもりはあるのでしょうか、どういうふうに考えていますか。先に改良区のほう。

**議長（瀬川左一君）** 町長、答弁。

**○町長（小又 勉君）** お答えします。

高収益野菜の関係で、十七万幾らのいわゆる補助金が出るというのは、これはもう復元が大体不可能と、してはならないということでの補助金の受給ということになると思います。その場合に、当然水は要らないものですから、あとは土地改良区との調整というか、土地改良法というのは、実は私今ここではっきり知識がありませんので、これはこれから調査しなければならぬと思いますけれども、これはこれで町内の全ての農地を総点検して、そういった希望があるところ、あるいはまた希望がある地区全体をそういうふうな形で転作をしていくということにしなければならぬと思います。そうやった場合に、虫食い状態だと駄目なのです。水が行って土地がしけると、水が入る。そこは全体調整になると思いますから、かなり大変な作業にはなるとは思いますが、これからの制度がそうである以上は、これはやらざるを得ないというふうに思っています。

それから、その他の5年間のうちの水張りという要件があります。水張りとはなんぞやというと、これは要は稲を植えなければならぬ、田んぼにしなければならぬということですが、これは今考えているのは、かつて米が足りないときには、復元というの



がありまして、国の補助金を使ったり、あるいはまた県、それぞれの自治体でも助成をしたはずですが、やはり復元のための助成の制度、これは、国は恐らくやらないと思うのですけれども、やはり町単独でもこれはやっていかなければならないと。果たしてどれぐらいの助成ができるのか、これはこれからのことになります。これをやらないと、受給できないと、補助金を受けることができないということにもなります。

ですから、今後についてはいろいろやっぱりやらなければならないのがたくさんあるということで、さっき言った土地改良法、そういった絡みともこれから調査、研究をして、ある程度の一定の方向をつけていかなければならない。その場合に、当然これは土地改良区、いわゆる町内のそういった方々の意見というのもいただかなければならないというふうに思っております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

土地改良区での地区除外という件でございましたが、詳しい内容はちょっと今手元にございませぬけれども、農地から農地外への使用、転用ということであれば、議員おっしゃるとおり償還されていくというのが原則でございます。

あと、先ほどの町長の答弁にありましたが、要は、5年間の水稲不作付けで耕作しても転作の奨励金が出ないという問題と、畑地化による国の交付金というのが令和5年度までの暫定的な予算措置ということでございますので、この制度について説明があったのが今年の1月末から2月初めということで、まだ我々町としても関係団体との協議が全然できていない状況でございますので、中野議員が関係団体集まったらいいのではないという話がありましたけれども、おのおのの団体でこれが実現されたときにどういった問題があつて、どのようにしていかなければならないのか、我々団体だけで解決できる問題なのか、それとも国なり県なりにこういう問題が生じるから対応してほしいということで、掛け合いをしなければならぬものかというのを、新年度においては早急にやっていきたいと考えております。

○議長（瀬川左一君） 12番議員。

○12番（三上正二君） 今年もう令和4年になるわけでしょう。だから、4年度と5年度の2か年しかないのだよ。要するに2年しかないのだよ。そのときに、いやいや時間がかかりました、そうしたら3年か5年後ぐらいになった時期に何もなくなれば大変だから。というのは、なぜならば、これ問題もあるのです。まずもって、さっき町長が答弁したように、この水域の中でど真ん中にそういうのを作られたって、これは周りから水がくれば畑も何もならないのです。だから、それがもちろん必要だ。それから、地区除外というのは、さっき農林課長がしゃべったときに農地以外で、ところが農地でもどうしても外しているところもあるのです。それはそれなりの理由があるらしいけれども。だから、外したとすればどんどんそれが、仮に2年間のうちに、令和5年度末にそ

の補助を十何万何ぼ、10年間の一時金をやったとする。そうすれば、改良区では10年間分まとめてもらうのなら、これ一時金になる。だけれども、改良区そのものは規模が小さくなる、抜けるのだもの。だからそうなってくると、改良区もこれも大変なのです。水系とかそういうのは改善する。とすれば、当然として、改良区の側にしてみれば、何とかしてくれなければ改良区は持てないということに当然なと思う。だから、その辺のところやれば時間がそんなにないから、検討してみるからというそういう時間がないと思うよ。もう1回答お願いします。

**議長（瀬川左一君）** 町長、答弁。

**○町長（小又 勉君）** その令和5年までというのは、農林課長、割と詳しいのです。私そんなに早いのかと実は聞いていました。そうすると本当に時間はないということにもなります。国の機関、青森のセンターでもなかなかきっちりした、恐らく4月に入れば明確なことは出てくると思うのですけれども、非常に曖昧な答えしか出てきておりません。しかも非常に厳格に運用すると言いながらも、かなり国会でもあれこれ問題になっているみたいでありますので、そこらあたりが4月に入って、いわゆる要綱がどの程度に出てくるのか。一部の畜産農家でも非常に心配をして、独自の判断で機械を買ってやると。いや、本当にこれが明らかに補助の対象になるのかというのも、これもまた4月になってみないと分からないのです。ですから、5年までというのであれば、もう1回農林課長から話を聞きながら、これ急がなければならぬ部分は急いで方向性を出さなければならぬというふうに思っています。町の農業の存亡に関わるということになりますので、気をつけてやっていきます。

**○議長（瀬川左一君）** 12番議員。

**○12番（三上正二君）** 恐らく私も町長と同じなのです。多分、そう言ってもこれ強行にやるものではないと思います。だけれども、そう言ってもいずれかその方向になることは、形は変わってもなることは間違いないのです。そうすれば、今そういう危機感を持って、早急にこれをやらねばならぬ気持ちでやってもらいたいと思います。要望です。

**○議長（瀬川左一君）** 11番議員。

**○11番（田嶋輝雄君）** 今、12番議員と町長の話したことと、こういった内容が人・農地プランということの中で作成に関わってくると思うのです。それで、今年4月1日からか、それを協議しなければならないと。それぞれの関係団体の中で協議しなければならないということの中で、我が町のそういった水田化をどうやって、畑地化をどういうふうにする、様々なことをこれから農業委員会やら、そして土地改良区やら農家、JA、いくつかの団体でそういった形の中でやっていかなければならないということ、きていると思うのですけれども、まだ要領、要綱が来ないから恐らく農林課長もしゃべれないでいららしていたのではないかなと思うけれども、その辺のところ若干飛び越えた話ではなくて、構想はこうやるということを少し話していただければと。

○議長（瀬川左一君） 農林課長。

○農林課長（鳥谷部勉君） お答えいたします。

そういう情報はあります。ただし、何も詳しい内容は出ておりません。人・農地プラン、この間座談会を開いておりますけれども、平成24年から人・農地プランの作成ということで、国のほうではここ二、三年、人・農地プランをもう少し活発化させないと駄目だよということで、法律化するというので今年の4月1日施行ということで動いていくということになります。今まで農林課サイドで人・農地プランの概要が大体できておりましたけれども、それを発展させていくということで、農業委員の方々であるとか協力員の方々であるとか、実際に地域集落の中に入っている方々が中心となって、どういう農業形態にするのか。では経営する人は誰にするのか、そういったものが土地的に今後集約されてくるということでございますので、粛々と進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（瀬川左一君） 6番議員。

○6番（澤田公勇君） 参考意見として聞いて欲しいのですけれども、東北町の漆玉、巴欄地区、ここ田んぼであったものを用水組合解散しました。それで畑化にしているのですけれども、この前ちょっと不幸ごとがあつてその集落に行つて、その地域の方々から耳に入って来た言葉が、要は、あそこはちょっと土地が高いところにあつて、その下、地下から水路が来ているのです。それで解散するのはいいですよ、畑にするのはいいですよ、だけれども、県で助成したそういう配管設備が残っていると。それは撤去してください、それはその解散した組合の費用の持ち出しなのです。それで、今、三上議員が言いましたその畑化するにおいて、どういう状況が考えられるかという、土地改良区でも二の足を踏むのが水路、畑、水路こういう場所なのです。要は、そこを畑にして私のものだと言つてしまつても、水路がまたいでいるのです。だから土地改良区としてもその水路を止めるわけにはいかないという問題も出てきて、悩んでいるのがあるのです。確かに土地改良区では、賦課金の10年分の繰上償還というふうなことをやれば認めてあげますよと、県のほうからも承諾してもらえますよという進め方はします。

だけれども、さっき言つたような畑、田んぼとまたがっている部分については水を止められないという問題もあるので、そういうふうな問題を含めながら町長にお願いですけれども、土地改良と早急にそういう問題提起をしながら県のほうに折衝していくというふうなこと、また多分それだけでは足りないのですよね。土地改良法は国の中にも入っていますので、そういう呼びかけを早くしないと、せっかくの補助金が使えないという状態になると、町民に不幸を及ぼすというふうなことがありますので、これはお願いと要望ですけれども、早急に担当窓口を設けながら土地改良区と詰めていって進めていかないと大変なことになると思いますので、その辺よろしくお願ひします。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 関連の中でちょっと、余りしゃべらないようにしようかなと思っていただけども、あと一つ、土地改良区で一番、畑地化するでしょう。水は同じく上げないとならない、ずっと。そこを畑地にしているからといって水あげないと、それが一つ。

そして、今ポンプそのものがかなり昔から入ってるのだらうと、もう老朽化して大変だと、そんなこともあってましたので、そういったものを念頭に置きながらこれから進めていただきたいと思います。お願いします。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

3番議員。

○3番（向中野幸八君） 土木費、1目道路維持関連でお尋ねします。

当町の町道が原因で、車両の修理あるいは補償しているのも実際あります。そこで、除雪も一段落して、既に道路の破損箇所も見受けられます。私たちも気がつけば連絡するのですが、建設課も多分予定していると思いますけれども、そろそろ見回りを強化してもらいたい。それで、できれば車両に関しての専決処分がないように、少なくなるようにと考えてはどうかと思います。確かに建設課においても限られた職員の人数でしょうけれども、ぜひ見回り、道路ばかりではなくて、例えばポールとかガードレールとかいろいろあると思いますけれども、それが一つ。

それと町内の中に県道と町道と私道が絡んでいる道路があって、除雪で、たしか去年、おとしも田島議員も質問したと思いますけれども、そこだけ残っていると、それ冬期間毎年来るわけですから、住民の苦情ができる限り発生しないよう協議を県とかがしてもらいたい。これきちんとやらないと、毎年同じく発生すると思います。ですから、見回りの件と町内の道路入り組んでいるところ、この2点について頑張ってもらいたいと思います。要望です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

7番議員。

○7番（听 清悦君） 25ページ、2款1項19目の18節に関して伺います。

減額補正されていますけれども、これ減額によって国に返還する金額というのはどのようになるのか、伺います。

○議長（瀬川左一君） 企画調整課長。

○企画調整課長（金見勝弘君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の件でよろしかったですか。

これに関しては国への返還とかではなくて、残っていれば次年度に回したりとか今年度分の事業の精査による減ですので、国への返還等は生じないものです。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

10番議員。

○10番（佐々木寿夫君） 24ページ、2款1項17目の14節工事請負費、七戸町総合アリーナ新築工事費が2億3,806万5,000円も減額補正になっているのですが、この訳をください。

○議長（瀬川左一君） 財政課長。

○財政課長（附田敬吾君） お答えします。

17目の工事請負費の減額でございますけれども、まず、翌年度に事業費がスライドしているということです。若干入札も1回流れて翌年度にも移行しているものですから、あと8ページ、継続費の2表にもその辺のところも表示されております。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 7番、いいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 次に、歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（瀬川左一君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

---

#### ○日程第15 議案第2号

○議長（瀬川左一君） 日程第15 議案第2号令和3年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第16 議案第3号

- 議長(瀬川左一君) 日程第16 議案第3号令和3年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第17 議案第4号

- 議長(瀬川左一君) 日程第17 議案第4号令和3年度七戸町介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第18 議案第5号

- 議長(瀬川左一君) 日程第18 議案第5号令和3年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。  
これより、討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。  
これより、本案について採決します。  
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。  
したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ○日程第19 議案第6号

- 議長(瀬川左一君) 日程第19 議案第6号令和3年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。  
これより、質疑に入ります。  
質疑は、事項別明細書により行います。  
歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 6ページ、歳入、1款1目施設、ちょっと伺います。

6平米、4平米の区画、これ使用料で幾らするのですか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

6平米区画で23万円、4平米区画で16万円です。

以上です。

○議長（瀬川左一君） 11番議員。

○11番（田嶋輝雄君） 本来は予算のところで聞くべきだったのですが、実は予算のほうであずまやの解体ってありました。これ解体すれば新しくやるつもりでいるのですか。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

あずまやについては大分老朽化しておりまして、解体して撤去した状態になります。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

2番議員。

○2番（山本泰二君） 関連してちょっとお聞きしたいのですが、墓地ということで、今後お墓の管理をなされる家庭が様々な事情で難しくなってくるという世相の中、合同の墓地、お墓、そういうのを検討しているところがある地域がありますけれども、七戸町でそういうふうに管理されていないお墓とかいうのがあるのか。あるいは今後そういう合同のお墓、そういうものを設置する考えはあるかちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（瀬川左一君） 社会生活課長。

○社会生活課長（佐々木和博君） お答えします。

集落の墓地などについての状況については、大変申し訳ありませんが情報はこちらにありません。町として合同の墓地が必要かどうかというのは、全国的な課題でもありますので、今後の検討課題になっていると思います。

以上です。

○議長（瀬川左一君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。



これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第20 議案第7号

○議長(瀬川左一君) 日程第20 議案第7号令和3年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第21 議案第8号

○議長(瀬川左一君) 日程第21 議案第8号令和3年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第22 議案第9号

○議長(瀬川左一君) 日程第22 議案第9号令和3年度七戸町水道事業会計補正予算(第5号)を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

水道事業会計全般にわたり、発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第23 議案第10号から議案第18号まで

○議長(瀬川左一君) 日程第23 議案第10号令和4年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和4年度七戸町水道事業会計予算までの予算案9件を一括議題とします。

本件9件については、去る3月1日の本会議により、予算審査特別委員会に審査付託しておりましたが、予算審査特別委員長より審査の結果報告が議長の下に提出されております。

予算審査特別委員長より、審査報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員会委員長(三上正二君) 予算審査の御報告をいたします。

3月1日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました。議案第10号令和4年度七戸町一般会計予算から議案第18号令和4年度七戸町水道事業会計予算までの9議案について、3月4日と3月8日の2日間

にわたり、慎重審査の結果、お手元に配付いたしました予算審査特別委員会審査報告書のとおり、全議案、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告いたしますが、議員各位におかれましては、全会一致で御賛同いただきませうようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（瀬川左一君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第10号令和4年度七戸町一般会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和4年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和4年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和4年度七戸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号令和4年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号は、原案のとおり可決されました。  
次に、議案第15号令和4年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号令和4年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号令和4年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定し

ました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号令和4年度七戸町水道事業会計予算を議題といたします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○日程第24 議案第29号

○議長(瀬川左一君) 日程第24 議案第29号七戸町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

9番議員。

○9番(附田俊仁君) 5月16日で退任をされる方がいらっしゃるということの理解でよろしいのですよね。

○議長(瀬川左一君) 学務課長。

○学務課長(鳥谷部慎一郎君) お答えいたします。

現在、委員をされている山本委員から勇退したいという申出がございましたので、山本委員の任期は令和4年5月16日ということで、その後任として盛田さんを委員として御承認いただきたいということで、今回提案させていただいております。

以上です。

○議長(瀬川左一君) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、この本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

#### ○日程第25 発議第1号

○議長(瀬川左一君) 日程第25 発議第1号水田活用の直接支払交付金の見直しに関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案については、提案理由の説明を求めます。

9番附田俊仁君。

○9番(附田俊仁君) お疲れのところ、早速説明させていただきます。

去る2月9日に開催されました建設産業常任委員会において、このことについて議員発議として提案する案が了承されました。

国では令和4年度から水田活用の直接支払交付金において、戦略作物の飼料用作物、高収益作物等に転換した圃場の水稻作付け要件、飼料用米の複数年契約の減額及び新規除外等、大きな見直しが示されました。

今回の見直しは周知期間が少ないことから、特に飼料用作物について生産農家は既に今期作の資材肥料等を手配しており、生産費の見直しが余儀なくされ、採算の合わない借地については返還される動きが見られるなど、荒廃農地増加の温床になりかねません。

また、青森県南で中山間地域の七戸町は、しばしば冷涼な山背の影響を受け、稲作営農が安定しないことから、主食用米以外の地域の特色や気候に合ったそば、大豆などの作付けのほか、ニンニク、ナガイモ、トマトなどの高収益作物への転換を推進しながら、主食用米の自給安定と生産者の経営安定、地域の農業生産基盤の強化に努めてきましたが、水稻作付け要件は長い時間をかけて団地化を図り、土壌改良に取り組み、地域特産の産地化を形成してきたこれまでの取組を無にするかのようなものでございます。

さらに、飼料用米の複数年契約の見直しは、コロナ禍における過去最大の主食用米からの転換をした稲作農家の英断を裏切るものであり、また、今年度においてもさらなる転換を求める国の呼びかけに対して選択をなくすものであり、主食用米の自給安定にも

大きく影響を及ぼし、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加、さらには地域経済への影響も大きく、食料の安定供給をも脅かしかねません。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱いに当たっては、地域の意見や実情に十分配慮し、農業者の経営安定が維持され地域農業に混乱が起きないように、慎重な対応を強く要望するものでございます。

このたび建設産業常任委員会所属の議員各位及び議長の御賛同を得まして、発議をいたしましたので、議員各位におかれましては全会一致での御賛同をいただきますようお願い申し上げます。私の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（瀬川左一君） これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、採決します。

本案の採決は、起立採決とします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬川左一君） 着席願います。

（賛成者着席）

○議長（瀬川左一君） 起立多数です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

---

## ○日程第26 議会改革特別委員会報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第26 議会改革特別委員会報告についてを議題といたします。

本件につきましては、去る12月定例会において、議会改革特別委員会に審査を付託しておりましたが、委員会報告書が議長の下に提出されております。

委員会報告書はお手元に配付したとおりです。

本件につきましては、委員長の報告を求めます。

議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（听 清悦君） それでは、御報告申し上げます。

本委員会に付託されておりました議員定数削減について、3月定例会までを期限とし



て、議会改革特別委員会付託の上審査されたいとの件について、3月1日及び昨日の2回開催し審査した結果、結論を得られませんでした。

当特別委員会において、6月定例会までを期限として継続審査としたいと思っておりますので、議員各位におかれましては御賛同いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（瀬川左一君） これで、議会改革特別委員長の報告を終わります。

---

#### ○追加日程について

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

追加案件2件が提出されておりますので、去る3月4日、議会運営委員会において追加することに決定しました。

議事日程に加えることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、追加案件2件は、本日議事日程に追加することに決定いたしました。

---

#### ○追加日程第1 議案第30号

#### ○追加日程第2 議案第31号

○議長（瀬川左一君） 本日の議事日程をお手元に配付しております。

ただいまの追加案件、議案第30号及び議案第31号、2件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） ただいまは、提出いたしました全議案、原案どおり可決くださいまして、誠にありがとうございます。

また、議員各位にはお疲れのところ大変恐縮ではありますが、追加議案がございますので、概要について御説明いたします。

議案第30号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第17号）については、歳入歳出予算の総額に3,172万4,000円を追加し、予算の総額を115億7,526万2,000円とするものです。

歳入は、国庫支出金に355万3,000円、繰入金に2,817万1,000円を追加し、歳出は、総務費に1,147万3,000円、土木費に2,025万1,000円を追加するものです。

今回の補正は、国の補正予算関連事業である転出・転入手続のワンストップ化に伴い、住民記録システムの改修が必要となったこと及び2月下旬の大雪により、除雪経費の増加が見込まれることから、歳入歳出を増額するものです。

なお、住民記録システムの改修事業につきましては、国の補正予算によるものであり、年度内の完了が見込めないことから、繰越明許費を設定しております。

議案第31号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

以上、2議案について追加提案させていただきますので、慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、議案審議に入ります。

追加日程第1 議案第30号令和3年度七戸町一般会計補正予算（第17号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり、発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第31号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 質疑がありませんので、これをもって質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 討論がありませんので、これをもって討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬川左一君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

#### ○閉会宣告

○議長(瀬川左一君) 以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了しました。

これをもって、令和4年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時55分

以上の会議録は、事務局長澤山晶男の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

令和4年3月9日

上北郡七戸町議会 議長

議員

議員

